

1 第5次白岡市男女共同参画プラン令和4年度報告書の内容

(1) 会議概要

令和5年7月12日（水） 午前10時00分～11時30分

白岡市保健福祉総合センター（はぴすしらおか）会議室3・4・5

(2) 第1回しらおか男女共同参画推進会議について

令和5年4月1日、白岡市男女共同参画推進条例が施行されたことにより、当会議が附属機関という位置付けとなった。それに伴い、市の男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議をすることとなった。

このことを踏まえ、令和5年度第1回会議においては、男女共同参画についてグループに分かれて意見交換を実施した。

(3) 意見交換で出された意見

【ワークライフバランスについて】

- ・ 夫の残業時間が多い。
- ・ 教育現場では、校長や教頭の管理職となると男性が多い。
- ・ 学校のPTAはほとんどが女性である。
- ・ 「女性は家事、男性は仕事」という考えが解消されていない。
- ・ 子育ては母親がするものという無意識の固定化がある。

【男女共同参画社会について】

- ・ 男性も女性も不平等に感じない社会。
- ・ 以前に比べて男性の育児参加が増えている。
- ・ 男性の育児休業取得が増えている。
- ・ 職場復帰がしやすい職場の環境づくりが重要。
- ・ 市内の小中学校には女性の校長先生が増えている。

【子育てについて】

- ・ 幼稚園や保育園において、子どもの送迎や行事への父親の参加が増えてきた。
- ・ 女性が社会進出して自立している。それに伴い、男性も育児や家事をやらなければいけない時代になっている。

- ・ 男性が育児に携わっている姿を見るようになり、以前と比べて意識が変わってきていると印象を持っている。その一方で、女性と比べて男性が育児休業を取得することに対する理解が得られにくく、心理的な壁を感じている男性が多いのではないか。
- ・ 男女共同参画社会の実現には、夫婦間の相互理解や周囲のサポートが大切。
- ・ インターネットでは誰でも手軽にできる簡単な料理動画の紹介が増えているなど、女性の社会進出や男性が家事育児に参画しやすい雰囲気少しずつ実現してきている。

【課題・改善策など】

- ・ 有休を取得しやすい、残業しない環境づくり。
- ・ 男性が PTA に参加しやすいよう夜や日曜日に開催するなど工夫ができるのではないか。
- ・ 男性に安心して家庭を預けられるような、女性が安心して社会進出できるような環境を整える。
- ・ 以前に比べて、男性の育児参加が増えているものの、父親の力がまだ足りないのではないか。
- ・ 市でセミナーや講座などを開催し、潜在意識を変えるきっかけや機会を増やすとよいのではないか。
- ・ 男性が育休を取ることにに対する理解が得られにくいことも考えられるため、行政が率先して取り組み、民間企業等に広げていけると良い。
- ・ 男性の育児休業取得については、理解は進んでいるが同僚に負担をかけてしまうと考え、育児休業取得をためらってしまうのではないか。

(4) 実施結果（総評）

グループディスカッションの結果を見ると、男性の家事育児参加については以前に比べて理解が進んでいるものの、組織の支援体制等が十分ではない。市が率先して取組を進めて情報発信していくことが民間企業にも良い影響を与えるため、市がセミナーや講座等を開催し、組織風土の醸成を図ることが必要。

2 第5次白岡市男女共同参画プラン令和4年度報告書の評価・点検

(1) 会議概要

令和5年9月28日（木） 午後1時30分～午後3時00分

白岡市役所 特別大会議室

(2) 第2回しらおか男女共同参画推進会議について

第5次白岡市男女共同参画プラン令和4年度報告書に基づき、市の施策や取組を中心に議論し、今後の施策の方向性について検討した。

(3) 審議会で出された意見

【ワークライフバランスについて】

- ・ 市では、第5次プランを作成する際に「ワークライフバランスに力を入れること」を重点施策として見いだした。
- ・ 市長は、男性職員の育休取得率100%を目標に掲げている。
- ・ 市ではノー残業デーの徹底に取り組んでいる。
- ・ 男性職員の令和4年度の育休取得率は約50%である。
- ・ 男性の育休は旅行気分という話題がある。男性は育児の良いところしか見えていない。
- ・ 職場で見ていると、育休を取るお父さんが多くなってきた印象を持っており、取得期間は1～2か月が多い。
- ・ 男性職員の育休取得率50%は高いと感じる。
- ・ 以前は、夫に育児を頼みにくい風潮だったが、最近はお父さんが赤ちゃんを抱っこしてお散歩している姿をよく見るようになり、良い環境になりつつあると感じる。
- ・ その一方で、最近のお父さんは家事育児の簡単なことしかやっていないという記事を読んだ。やってほしいことを「具体的」に伝えることが良いと思う。
- ・ 子どもが幼い頃、幼稚園の行事に夫が参加したことがある。その年はお父さんの参加は夫だけだったが、次の年からはお父さんの参加が増えた。前例があると、他の人が行動しやすくなると感じた。

- ・ 共働きの時代なので、家事も育児もできるほうがやるということがいいのではないかと感じる。乳幼児検診では、お父さん一人でお子さんを連れて検診に来る方が増えている。また、幼児教室でもお父さんの参加がすごく増えてきている印象がある。
- ・ 以前は、子どもができたらお母さんは仕事を辞めることが普通で、女性でも育休を取るのが難しかった。
- ・ 母親学級も夫婦での参加が増えている。気持ちの持ちようが違っていると感じる。
- ・ ワークライフバランスの話になると、夫婦での育児や家事分担がよく話題に挙がるが、男女共同参画は結婚、出産を前提にしていることに疑問を感じる。未婚や子どもがいないかたにとってもワークライフバランスは重要。

【教育分野について】

- ・ 名簿が男女混合になったときや外国人のかたの AET など、初めは戸惑いがあったが、今は当たり前になった。長年続いてきた慣習や社会の意識を変えることは大変。突破口を開いていくこと、継続して取り組んでいくことが重要。
- ・ 今は、女子生徒が生徒会長や委員長を担うなど活躍が増えている。

【女性の政治参加について】

- ・ 行政区長は男性が多い。行政区長を経験することで、地域のことも市役所のこともわかるようになり立候補しやすいのではないかと考える。女性が意思決定の立場の段階を経る機会がないと感じる。女性の行政区長が増えるような環境があるとよい。
- ・ 立候補する人を支える周りの方の雰囲気や空気が大切である。女性は、「女性が、女性が」と言われることもあり政治の場に出にくい雰囲気がある。男性に協力を求めても、考えの違いから誤解されてしまうこともあり議員に女性の比率が上がらないと感じる。
- ・ 他の市町村の会議に出席する機会があるが、委員会の会長は圧倒的に男性が多い。男性が話しているほうがみんなが安心する、話が通りやすいという雰囲気を感じる。女性が男性と同等は難しいと感じる。女性委員の中には、「男性の方がお願いします」という考えの人もある。
- ・ 意思決定の場は女性の場ではないという意識や先入観がまだ根強く残って

いる印象がある。そういったところの改革は必要であると考えている。

- ・ 世界では、女性参画の比率を強制的に決めるクォーター制という制度を行っている国もある。もし日本でこういった取組がなされることになった場合は、様々な配慮が必要になってくると思うが、クォーター制等について意見はあるか。
- ・ 意識はあるが、意思決定の場に女性が増えないように思う。男性は周囲を固めることが上手、女性は1人だけで活動することは難しい。区長は男性、女性は民生委員という違いがある。こういったところも意識改革が必要。
- ・ クォーター制には反対である。機会均等は良いが、結果を求めるのは違う。男性差別も心配。ノルウェーでは失敗例。それをしない会社はダメ、取引しないなんてことにもなる。いずれそうなるかもしれないが、結果の平等は差別になり得る。
- ・ 仕事の内容で向き不向きや特性はあると思うが、女性を見下すような雰囲気を感じることもある。

【女性活躍について】

- ・ 市では、部長9名のうち女性は2名、課長23名のうち女性は2名、市議会議員18名のうち女性は3名である。
- ・ 女性の管理職など、今後10年計画で、毎年1%くらい増やしていこうという取組は市長の意識次第でできるのではないかと思う。研修を増やすなど、市役所は盛り上げていくことが大事。
- ・ 管理職に上がる女性職員の対象者が少ない現状があり、性別にかかわらず昇任試験を受けない職員もいる。
- ・ 魅力的な管理職の仕事を考えること、管理職になりたいと思えるような雰囲気づくりも大事。
- ・ 現在は、管理職に上がっても、実務を担うプレイヤーの一面もあり、管理職の業務も行うなど大変である。構造の見直しも大事。

(4) 実施結果（総評）

男性の家庭参画は少しずつ意識が変化してきており、若い世代を中心に良い傾向となっている。その一方で、社会的な分野では未だ男性の社会進出が

続いており、根強く残っている固定的性別役割分担意識を改革していく必要がある。

市においては、女性管理職の増加など魅力的な管理職の仕事を考え、管理職になりたいと思うような雰囲気づくり、構造の見直しなども取り組む必要がある。

3 結果報告

今回は、男女共同参画全般についての様々な意見から、課題や問題点、取り組むべき点等について点検・評価いたしました。

- ① 以前に比べて、生活環境や若い世代の意識が変化し、男女共同参画が実現されてきているものの、未だ根強く固定的性別役割分担意識が残っているため意識改革が必要である。そのためには、次世代への教育が重要である。
- ② 男性の家庭参画や女性の活躍について、良い前例、モデルケースを多く作っていくことが重要である。また、これらを情報発信していくことが大切である。
- ③ 家庭参画したい、社会で活躍したいと思える環境づくりが大切である。
- ④ アンケートやヒアリングなど、市民の声を多く聞き、分析していくことが重要である。

会議において出された多くの意見が、市の男女共同参画の施策に生かされ、男女共同参画社会の実現に向けてさらに推進できるものと期待します。

Ⅱ 参考資料

● しらおか男女共同参画推進会議名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	小野寺 晴美	人権擁護委員	1号委員〔会長〕
2	石塚 敏雄	市内小中学校長経験者	1号委員〔副会長〕
3	須永 久恵	一般社団法人 女性相談ネット埼玉	1号委員
4	古澤 明美	商工会女性部	1号委員
5	朝妻 愛	社会福祉法人日の出福祉会 しらおか虹保育園	1号委員
6	鈴木 きよ子	母子愛育会	2号委員
7	桃井 身代子	民生委員・児童委員協議会	2号委員
8	吉田 智子	スポーツ推進委員連絡会議	2号委員
9	寺井 純子	公募	3号委員
10	佐藤 有貴	公募	3号委員
11	栗原 洋	公募	3号委員

●しらおか男女共同参画推進会議開催概要

令和5年度 第1回 令和5年7月12日(水)	第5次白岡市男女共同参画プラン 令和4年度報告書の内容について
令和5年度 第2回 令和5年9月28日(木)	第5次白岡市男女共同参画プラン 令和4年度報告書の評価・点検について
令和5年度 第3回 令和5年11月8日(水)	第5次白岡市男女共同参画プラン 令和4年度報告書の事業評価の結果について

○白岡市男女共同参画推進条例

令和5年3月28日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第16条）

第3章 男女共同参画推進会議（第17条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、これまでに男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきた。

白岡市においても、これまで、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画を推進するための基本的な計画である男女共同参画プランを策定するなど、市民一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性や生き方を認め合い、共に支え合う社会の実現のため、様々な施策の推進に努め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等の意識やそれに基づく社会の慣行は依然として存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画することができる多様な生き方が可能になる社会を実現するためには、なお一層の努力が求められる。

こうした現状を踏まえ、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって、男女が様々な分野で共に参画し、責任を分かち合いながら、一人一人の個性及び能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同

参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての人がそれぞれの個性及び能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭及び地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる仕事及び生活が調和した状態をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他相互に親密な関係にある者又は当該関係にあった者からの身体的、精神的、経済的又は性的暴力をいう。
- (9) 女性活躍 職業生活及び地域活動における活躍に係る男女間の

格差の実情を踏まえ、女性の職業生活及び地域活動に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、全ての女性が自らの意志を尊重され、個性及び能力を十分に発揮できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての人々が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思による多様な生き方が選択できること。
- (3) 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられ、性別にかかわらず、一人一人の個性及び能力を尊重した教育が行われること。
- (4) 全ての人々が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 全ての人々が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動（以下これらを「家庭生活における活動」という。）と、学校、職場、地域その他の社会生活における活動（以下これらを「社会生活における活動」という。）を両立できるようにすること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別的な取扱い、暴力及び人権侵害行為（以下これらを「性別による差別的な取扱い等」という。）が根絶されること。
- (7) 全ての人々が、互いの性を理解し、互いの意思並びに妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項についての自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (8) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な理解及び協調の下に行

われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者と協働して取り組むものとする。

3 市は、第1項の基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が家庭生活における活動と職業生活等における活動とを両立して行うことができるよう配慮し、男女が協働して参画することができる就労環境の整備に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的な取扱い等の禁止)

第8条 全ての人、性別による差別的な取扱い等を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 全ての人、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性別による差別的な取扱い等を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(啓発活動及び学習の機会の充実)

第10条 市は、男女共同参画について市民、事業者及び教育関係者の関心及び理解を深め、男女共同参画に関する活動が積極的に行われるようにするため、啓発活動を行うとともに、学習の機会の充実に努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスへの支援)

第11条 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、全ての人、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(女性参画及び女性活躍の推進)

第12条 市は、政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進し、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が偏らないよう努め、かつ、女性活躍が更に推進されるよう、必要な支援を講じるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第13条 市は、社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

(市民、事業者及び教育関係者への支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する市民、事業者及び教育関係者の主体的な取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(行動計画の策定等)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的

かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、施策の推進に必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるとともに、しらおか男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴くことができる。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

5 市長は、毎年度、行動計画の実施状況を公表するものとする。

（相談窓口及び苦情の処理）

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策又は市民の性別による差別的な取扱い等その他の男女共同参画社会の形成及び推進を阻害する要因による人権侵害に関することの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、迅速に適切な措置を講じるよう努め、必要があると認めるときは、推進会議の意見を聴くことができる。

第3章 男女共同参画推進会議

（設置）

第17条 市の男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議をするため、しらおか男女共同参画推進会議を置く。

（所掌事項）

第18条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

（1） 行動計画の策定及び変更に関すること。

（2） 行動計画に基づく施策及びその進捗状況に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

2 推進会議は、行動計画の実施状況に関して、市長に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第19条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募に応じた者

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席要請)

第23条 推進会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを市長に要請することができる。

(庶務)

第24条 推進会議の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略